

○大雪消防組合消防団員被服等貸与規則

〔昭和60年4月25日〕
規則第4号

改正 平成4年5月4日規則第3号 平成5年4月1日規則第3号
平成13年12月10日規則第4号 平成26年2月3日規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、大雪消防組合の消防団員（以下「消防団員」という。）に対する被服及び付属品等（以下「被服等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（被服等の貸与）

第2条 消防団員には、別表に定める被服等を貸与するものとする。ただし、被服等の使用程度その他事由により、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。

2 前項に規定する被服等のほか、業務の性質上必要と認める場合は、特殊の被服等を貸与することができる。

3 業務の性質により必要ないと認める場合は、別表の被服等の一部を貸与しないことができる。

（保全の義務）

第3条 消防団員は、貸与を受けた被服等（以下「貸与被服等」という。）を正常な状態で維持保全しなければならない。

（被服等の返還）

第4条 消防団員が退職又は死亡した場合は、貸与被服等を返還しなければならない。

（使用の制限、転貸処分の禁止）

第5条 消防団員は、貸与被服等を職務執行以外に使用し、他人に使用させ、又は処分してはならない。

（き損、紛失）

第6条 消防団員が職務の執行に際し、貸与被服等をき損又は紛失したときは、代品を再貸与する。ただし、そのき損又は紛失が自己の責任によるときは、この限りでない。

2 前項のただし書の場合においては、当該消防団員は、その弁償の責を負わなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日以前に貸与した貸与品の使用期間については、これを支給したときから起算する。

附 則（平成4年5月4日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員被服等貸与規則）

附 則（平成5年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月10日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月3日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員被服等貸与規則）

別表（第2条関係）

品名	貸与員数		貸与期間
	男性	女性	
制服(上下・バンド・階級章)	1着	1着	15年
制帽	1個	1個	15年
夏服(上下・バンド・階級章)	1着	1着	10年
夏帽	1個	(兼制帽)	10年
活動服(上下・バンド・階級章)	1着	1着	10年
アポロキャップ	1個	1個	10年
防火衣(上・バンド)	1着		永年
防火帽(保安帽・しころ)	1個		永年
防寒衣(上下)	1着	1着	10年
ブラウス		1着	5年
黒短靴	1足	1足	10年
訓練靴	1足	1足	5年
長靴	1足	1足	5年
ネクタイ又はリボン	1本	1本	5年
白手袋	1双	1双	3年
防火手袋	1双		永年
ハンドバッグ		1個	永年
エンブレム(制服・夏服)	1個	1個	永年

(~1250)